

## 司法試験法施行規則の一部を改正する省令案の概要について

### 1 改正の趣旨

司法試験法（以下「法」という。）に基づいて平成23年から実施される司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）に関し、同法により司法試験法施行規則（以下「規則」という。）に委任されている事項について所要の改正を行うものである。

### 2 改正案の内容

#### (1) 試験科目の範囲の制定

司法試験委員会は、法第5条第5項に規定する試験科目の範囲について、法務大臣より平成22年4月20日付け諮問第5号を受け、同22年6月2日付けで規則改正案第2条第2項記載の試験科目の範囲が相当であるという答申を行った。これを受け、規則第2条に予備試験の試験科目の範囲を定める規定を定めるもの。（規則第2条第2項関係）

#### (2) その他予備試験実施に関し必要な事項の制定

##### ア 出願手続

予備試験を受けようとする者に対し、司法試験委員会の定めるところにより、受験願書等を、同委員会が定める出願期間内に提出することを義務づけるもの。（規則第3条第2項関係）

##### イ 受験手数料の納付方法

予備試験の受験手数料の納付方法を定めるもの。（規則第4条関係）

##### ウ 受験者の遵守事項

予備試験の受験者が守るべき事項を定めるもの。（規則第5条関係）

##### エ 合格者の公告

予備試験の合格者の公告について定めるもの。（規則第6条第2項関係）

##### オ オンライン出願

オンラインによる出願を可能にするため、主務省令である法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成15年法務省令第11号）の一部改正について定めるもの。（附則関係）